

家事事件手続法の概要

法務省民事局

見直しの観点

家庭をめぐる紛争を扱う訴訟手続については、平成15年に人事訴訟法が制定され、現代化が図られたところであるので、同様に家庭をめぐる紛争を扱う非訟手続について規律する家事審判法(昭和22年制定)についても、非訟事件手続法の現代化のための改正と併せて、当事者の手続保障を図るための制度を拡充するなど現代的社会に適合した内容とする。

法律の要点

○当事者等の手続保障を図るための制度の拡充

既存の参加制度では、参加人の権限等が不明確



参加制度の見直しにより、参加人の権限等を明確にし、利害を有する者が手続主体として主張立証することが可能に(第41条、第42条)

記録の閲覧等を行うことができる場合が不明確



当事者が記録を閲覧等することができない場合を明確にすることで、記録の閲覧等が容易に(第47条)

主張・立証の期限や審判がされる日が不明確



一定の事件については、予め、主張・立証の期限及び審判の日を定めることで、当事者の予測可能性を確保(第71条、第72条)

○手続を利用しやすくするための制度の創設

遠隔地に居住している者が裁判所に出頭する場合の負担大



電話会議・テレビ会議システムの導入により手続の利用が容易に(第54条)

調停を成立させる方法が限られている



高等裁判所における調停制度(第274条)、電話会議システム等を利用した調停制度(第258条)を創設するなど調停を成立させる方法を多様に

そのほか、管轄(第4条―第9条等)・代理(第22条―第27条等)・不服申立て(第85条―第102条等)等の手続の基本に関する規定を整備

施行期日

平成25年1月1日